

## 年度末手当の支給について

令和4年度の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算による年度末手当を以下の要領で支給します。

支給日：令和5年4月20日（木）

### 【介護職員処遇改善加算分】※処遇改善手当①として支給

#### 1. 支給対象者

○処遇改善加算対象事業所の介護職員、生活相談員及びケアハウス白寿職員

※ただし、制度上対象外の職員（生活相談員及びケアハウス白寿職員）については、処遇改善手当③として支給。

#### 2. 支給基準額（R4年度処遇改善手当①として支給できる額は1,559,000円です。）

正職員	等級	1	2	3	4	5以上
	基準額	10,000	15,000	30,000	35,000	40,000

パート職員 基準額	10,000
--------------	--------

※上記金額を基準額（常勤換算で1の場合）とし、個人ごとに令和4年4月1日～令和5年3月31日までの勤務時間数（常勤換算割合）に応じて支給。

※施設の生活相談員、白寿職員は上記額の1/2を支給

#### ★介護職員処遇改善加算の実績と支給額の根拠

令和4年度 介護職員処遇改善加算額（全事業所分）	44,030,000円	①
これまでに賃金改善してきた額	42,471,000円	②
年度末手当として支給できる額（①－②）	1,559,000円	③

**【介護職員等特定処遇改善加算分】 ※処遇改善手当②として支給**

1. 支給対象者と支給基準額

(R4 年度処遇改善手当②として支給できる額は 13,560,000 円です。)

※但し、制度上対象外の事業所職員及び、年収 440 万円以上の職員（介護職員は除く）については、処遇改善手当③として支給。

項目		支給額	対象者
介護福祉士		36,000	介護職員・生活相談員
10 年在籍① (R5. 4.1 現在)		30,000	介護職員・生活相談員
10 年在籍② (R5. 4.1 現在)		5,000	① 以外の職種 (パート調理員を除く)
介護リーダー		130,000	特養のユニット (サポート) リーダー、介護長 短期のユニットリーダー、主任 グループホームのユニットリーダー、ホーム長 通所介護の主任・訪問介護の主任
その他リーダー		40,000～ 80,000	管理栄養士・白寿主任・居宅主任 通所副主任・通所リハ主任・訪問介護副主任
早出・遅出 (年間)	48 回以上	36,000	介護職員
	25 回～47 回	15,000	生活相談員 (介護支援専門員)
	13 回～24 回	7,500	調理員 (正職員に限る)
	6 回～12 回	3,000	栄養士 (管理栄養士)
	5 回以下	0	
日・祝勤務	30 回以上	50,000	介護職員
	13 回～29 回	25,000	生活相談員 (介護支援専門員)
	6 回～12 回	10,000	調理員 (正職員に限る)
	5 回以下	0	栄養士 (管理栄養士)
パート調理員		時給 30 円 上乘せ	パート調理員

※早出とは、7 時 30 分より早い時間に勤務 (7 時 00 分含む)

※遅出とは、19 時より遅い時間に退勤 (19 時含む)

★介護職員等特定処遇改善加算の実績と支給額の根拠

令和 4 年度 介護職員等特定処遇改善加算額 (全事業所分)	13,560,000 円
年度末手当として支給できる額	13,560,000 円

**【介護職員等ベースアップ等支援加算分】 ※処遇改支給善手当③として支給**

1. 支給対象者と支給基準額

○下記基準に従い毎月の給与で、処遇改善手当③として支給しました。

残額の 540,000 円については、処遇改善手当①及び処遇改善手当②の制度上支給対象外の職員に、処遇改善手当①及び処遇改善手当②の額を支払い基準に従い、処遇改善手当③として支給。

(正職員)

介護職員	基本給表の3号俸上位分との差額を支給
その他の職員	基本給表の2号俸上位分との差額を支給

※令和4年4月1日現在の各人の等級に基づく(年度中途入職者については入職時の等級)

(パート職員)

介護職員	介護福祉士	時給 860 円～880 円の方は 900 円からの差額を支給 それ以外の方は時給に 20 円上乗せした額を支給
	それ以外	時給 830 円の方は 850 円からの差額を支給 それ以外の方は時給に 20 円上乗せした額を支給
看護職員	正看護師	時給 1,120 円以下の方は 1,140 円からの差額を支給 それ以外の方は時給に 20 円上乗せした額を支給
	准看護師	時給に 10 円上乗せした額を支給

※令和4年4月1日現在の各人の時給に基づく(年度中途入職者については入職時の時給)

★介護職員等ベースアップ等支援加算の実績と支給額の根拠

介護職員等ベースアップ等支援加算額(全事業所分) (令和4年10月～令和5年3月分)	4,104,000 円	①
これまでに賃金改善してきた額	3,564,000 円	②
年度末手当として支給できる額(①-②)	540,000 円	③

以上